別表第〇四〇二・一〇号を次のように改める。

〇四〇二・一〇〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂分が全重量の一・五パーセント以下のものに限る。）								
	一　砂糖を加えたもの	三百四十九円	三百四十円	三百三十一円	三百二十二円	三百十三円	三百四円（環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）が日本国について効力を生ずる日（以下この表において「発効日」という。）以後に輸入される物品であつて、関税法（昭和二十九年法律第六十七号）第六十条の規定により提出された輸入申告書に記載した価格（以下この表において「申告価格」という。）に〇・二九八を乗じて得た額に三百九十六円を加算した額から申告価格に〇・三六を乗じて得た額に百三十円を控除した額）		
	二　その他のもの								
	(一)　小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部若しくは中学部又は幼稚園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の高等課程を置くものに限る。）における教育（義務教育を含む。）を受ける児童、生徒若しくは幼児又は関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第百四十三号）第九条第一項第六号に規定する学校の給食用の食品の輸入に関する事業を行う者（以下「学校等給食用の食品の輸入に関する事業を行う者」という。）が学校等給食用の食品として輸入する場合における当該食品	三百四十九円	三百四十円	三百三十一円	三百二十二円	三百十三円	三百四円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三百九十六円から申告価格に〇・二六を乗じて得た額に百三十円を加算した額を控除した額）		
	(二)　飼料用のもののうち、環太平洋協定に基づき関税の譲許の便益を受けるもの	三百四十九円	三百四十円	三百三十一円	三百二十二円	三百十三円	三百四円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三百九十六円から申告価格に〇・二一三を乗じて得た額に三百九十六円を加算した額から申告価格に〇・二六を乗じて得た額に百三十円を加算した額を控除した額）		
	(三)　その他のもの	三百四十九円	三百四十円	三百三十一円	三百二十二円	三百十三円	三百四円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三百九十六円から申告価格に〇・二一三を乗じて得た額に三百九十六円を加算した額から申告価格に〇・二六を乗じて得た額に百三十円を加算した額を控除した額）		

同表第〇四〇二・二一号中「四百八十九円」の下に「（発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二五五を乗じて得た額に六百十二円を加算した額から申告価格に〇・三一を乗じて得た額に二百十円を加算した額を控除した額）」を、「八百三十四円」の下に「（発効日以後に輸入されるものにあつては、申告価格に〇・二五五を乗じて得た額に千二十三円を加算した額から申告価格に〇・三一を乗じて得た額に二百十円を加算した額を控除した額）」を加え、「

二　その他のもの									
(一)　学校等給食用のもの及び飼料用のもの（(二)に掲げるものを除く。）	三百七十六円	三百六十六円	三百五十六円	三百四十六円	三百三十六円	三百二十六円			
(二)　飼料用のもののうち、環太平洋協定に基づき関税の譲許の便益を受けるもの	三百七十六円	三百六十六円	三百五十六円	三百四十六円	三百三十六円	三百二十六円			
(三)　その他のもの	三百七十六円	三百六十六円	三百五十六円	三百四十六円	三百三十六円	三百二十六円			

」を

									三百二十六円
								三百五十六円	三百六十六円
							三百四十六円	三百五十六円	三百六十六円
						三百三十六円	三百四十六円	三百五十六円	三百六十六円
					三百二十六円	三百三十六円	三百四十六円	三百五十六円	三百六十六円
				三百十六円	三百二十六円	三百三十六円	三百四十六円	三百五十六円	三百六十六円
			三百六円	三百十六円	三百二十六円	三百三十六円	三百四十六円	三百五十六円	三百六十六円
		三百円	三百六円	三百十六円	三百二十六円	三百三十六円	三百四十六円	三百五十六円	三百六十六円
	三百円	三百六円	三百十六円	三百二十六円	三百三十六円	三百四十六円	三百五十六円	三百六十六円	三百七十六円